

宇治市のかいごほけんだより

2018年6月 No.33 保存版
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141 (代)
URL <http://www.city.uji.kyoto.jp>

6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、平成30年度(2018年度)に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1~15段階)・納め方などをお知らせするものです。今号に介護保険料の詳しい内容を掲載します。必ず保存しましょう。

圧着はがきで送付します

「介護保険料額納入通知書」を圧着はがきで送付します。

◆対象者…市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人

- 特別徴収(年金からの差引き)で納める人
- 口座振替で納める人
- 年度内に上記の両方で納める人

■上記以外の人(納付書で納める人や送付先を市外に設定する人など)は、封書で送付します。



介護保険の財源～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護・ホームヘルプ・通所介護・デイサービス)の利用料、介護老人福祉施設・特別養護老人ホームの入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

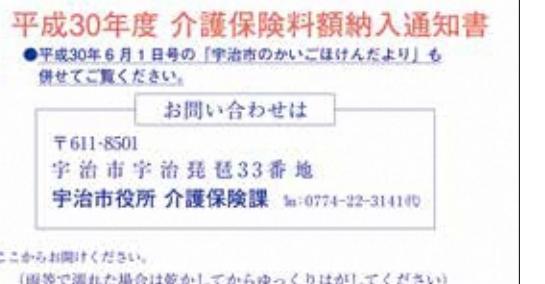
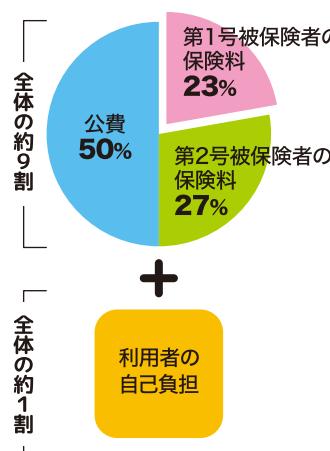
◆全体の約9割

- 国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
- 65歳以上の人納める「介護保険料(第1号被保険者)」(23%)
- 40~64歳の人納める「介護保険料(第2号被保険者)」(27%)

◆全体の約1割

利用者の自己負担(原則1割負担。一定以上所得者は2割または3割負担)

介護保険サービスの総費用の内訳



▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。
見落としのないようにご注意ください。

皆さん安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の決まり方

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

- ①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、「基準額(※5)」を決めます。
- ②その基準額をもとに、所得に応じて段階別に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第7期(平成30~32年度(2018~2020年度))の介護保険料を右表のとおり設定しました。

第7期の介護保険料では、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を行いました。

※1:老齢福祉年金
明治44年4月1日前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。

※2:公的年金等収入額
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含みます。

※3:合計所得金額
純損失または差損の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る差損等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。

※4:その他の合計所得金額
上記※3の合計所得金額から公的年金等に係る差損等を控除した金額。

※5:基準額
各保険料段階において保険料を決める基準となる金額。

市役所職員をかたった「還付金詐欺」にご注意ください。

【第7期(平成30~32年度(2018~2020年度))の介護保険料】

| 保険料段階 | 対象者 | 基準額に対する割合 | 保険料額(年額) |
|-------|--|---|--------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者 住民税非課税世帯、本人：非課税 | ●老齢福祉年金(※1)受給者 ●本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が80万円以下 | 0.40 24,960円 |
| 第2段階 | ●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える120万円以下 | 0.60 | 37,430円 |
| 第3段階 | ●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が20万円を超える | 0.70 | 43,670円 |
| 第4段階 | ●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.80 | 49,910円 |
| 第5段階 | ●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える | 基準額(※5) | 62,380円 |
| 第6段階 | ●合計所得金額が125万円以下 | 1.10 | 68,620円 |
| 第7段階 | ●合計所得金額が125万円を超え200万円未満 | 1.30 | 81,100円 |
| 第8段階 | ●合計所得金額が200万円以上300万円未満 | 1.65 | 102,930円 |
| 第9段階 | ●合計所得金額が300万円以上400万円未満 | 1.95 | 121,650円 |
| 第10段階 | ●合計所得金額が400万円以上500万円未満 | 2.10 | 131,000円 |
| 第11段階 | ●合計所得金額が500万円以上600万円未満 | 2.25 | 140,360円 |
| 第12段階 | ●合計所得金額が600万円以上750万円未満 | 2.40 | 149,720円 |
| 第13段階 | ●合計所得金額が750万円以上900万円未満 | 2.55 | 159,070円 |
| 第14段階 | ●合計所得金額が900万円以上1,000万円未満 | 2.70 | 168,430円 |
| 第15段階 | ●合計所得金額が1,000万円以上 | 2.95 | 184,030円 |

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。納め方は、法令にもとづき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中に介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時にを行うことがあります。

特別徴収(年金からの差引き)

●前年度も特別徴収の人

引き続き、平成31年(2019年)2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。

●新しく特別徴収が開始される人

平成31年(2019年)2月までの各年金受給日(最大年6回)に介護保険料を差し引きます。

なお、今年度の後半(平成30年(2018年)10月以降)から特別徴収が開始される人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(平成30年(2018年)6~9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(平成30年(2018年)10月~平成31年(2019年)2月)に年金から差し引きます。

平成31年(2019年)4~6~8月の特別徴収の介護保険料額は、原則、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。

普通徴収(納付書または口座振替)

年間の介護保険料額を1~10期(6月~翌年3月)に分けて毎月納めます。

●納付書で納める人

6月中旬に封書で送付する「介護保険料額納入通知書」に同封されている納付書で、取扱金融機関や提携コンビニエンスストア、介護保険課窓口で納めてください。なお、口座振替を希望する人は、下表の申し込み方法をご覧ください。

[口座振替の申し込み方法]

| 申込み窓口 | 口座振替依頼書(※6)で申し込む | キャッシュカードで申し込む |
|----------------|-------------------------------|--|
| 取扱金融機関(依頼書に記載) | 18銀行(依頼書に記載) | 4銀行(京都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・ゆうちょ銀行) |
| 持ち物 | ○預貯金通帳 ○通帳届け出印 ○納付書(※7) | ○キャッシュカード ○届け出の本人確認できるもの(運転免許証など) ○納付書(※7) |

※6:「介護保険料額納入通知書」に同封されています。

※7:申し込みから口座開始までの分や残高不足などで引き落しができなかった分は、納付書で納めてください。

年度途中での介護保険料額の変更

◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)

宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。

◆住民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合

介護保険料の算定基礎(根拠)となる住民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

◆平成30年(2018年)1月2日以降に宇治市に転入した場合

転入前の住所地からの住民税課税状況等(平成29年(2017年)1~12月)の回答にもとづき、平成30年度(2018年度)介護保険料を算定します。

なお、「介護保険料額納入通知書」送付(6月中旬)後に回答がある場合は、7月以降に変更後の通知書を改めて送付します。



介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るために、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

◆対象者…次のすべてに該当する人を第1段階に減額します。

- 保険料段階が、第2段階または第3段階

- 本人を含む世帯全員の前年収入の合計が右表の基準を満たしている

■収入には非課税年金(遺族年金、障害年金など)も含みます。

■前年収入とは、平成30年度(2018年度)介護保険料の場合、平成29年(2017年)1~12月の収入です。

○他世帯の人の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない

○第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない

○預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下(世帯人が1人増えるごとに100万円を加算)

●前年収入の合計

| 世帯人数(※8) | 前年収入の合計 |
|----------|---------|
| 1人世帯 | 94万円以内 |
| 2人世帯 | 144万円以内 |
| 3人世帯 | 194万円以内 |

※8:世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- ・震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
- ・主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
- ・刑事施設等に拘禁されたとき

介護保険料を滞納していると

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、介護保険サービスを利用する際、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

1年以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となります。申請により、あとで保険給付分(9割または8割※8)が払い戻しになります。

1年6ヶ月以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負

平成30年8月からの介護保険制度改正について

一定以上所得者の利用者負担の見直し

○負担割合の引き上げ

「超高齢社会」に突入しており、介護費用の増大の中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるために、平成30年(2018年)8月から一定以上所得者の利用者負担の見直しが実施されます。

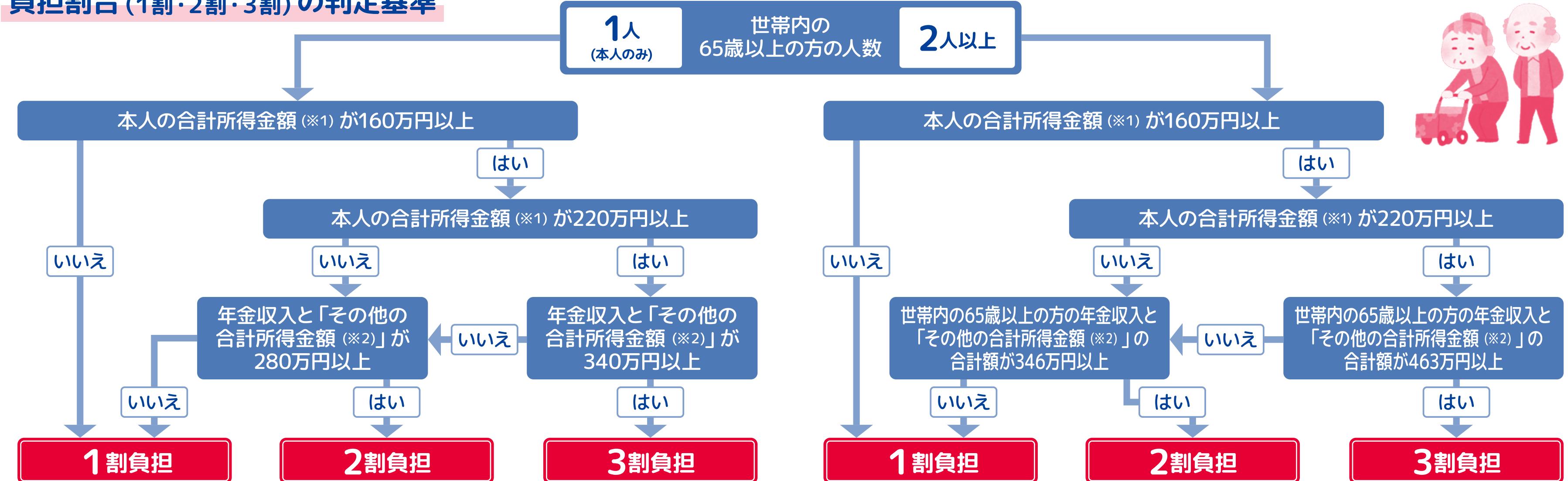
これまで介護サービス費の利用者負担は1割及び2割でしたが、平成30年(2018年)8月から特に所得の高い利用者の負担割合が3割となります。

★平成30年(2018年)8月から合計所得金額の扱いが一部変わります。

利用者負担割合、高額介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費の判定基準となる「合計所得金額」について、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の合計所得金額を用います。

要支援・要介護認定を受けている方もしくは事業対象者に該当する方には、
平成30年(2018年)7月中旬ごろに負担割合証を郵送にてお届けする予定です。

負担割合(1割・2割・3割)の判定基準



※1 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法は異なる)を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額。

※2 その他の合計所得金額：給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した金額。



制度改正に関するQ&A

Q.負担割合について、わたしが1割負担、2割負担、3割負担かいつどのようにわかるの？

A.要支援・要介護認定を受けている方もしくは事業対象者に該当した方には、負担割合証を発行します。サービスを受ける際には、事業所へ負担割合証の提示が必要です。新しい負担割合証は、平成30年(2018年)7月中旬ごろに郵送にてお届けする予定です。

Q.2割負担や3割負担になると、支払う金額が2倍や3倍になるの？

A.高額介護サービス費として、上限額を超えた分については払い戻しがあるため、2割負担や3割負担となった方すべての負担が2倍や3倍になるわけではありません。(高額介護サービス費の対象者の要件については、右記の「高額介護サービス費の支給申請について」に記載しております。)

Q.わたしが、高額介護サービス費として払い戻しが受けられるのか分からぬ。

A.払い戻しが発生する方については、申請が必要な旨の案内を郵送にてさせていただきます。

Q.郵送にて高額介護サービス費による払い戻しの対象という案内がきたら、どのような手続きをしたらいいの？

A.高額介護サービス費支給申請書の提出が必要です。(市の窓口に申請書を提出してください。)一度、申請すれば指定された口座に継続して支給しますので、2回目以降の申請は不要です。



高額介護サービス費の支給申請について

1ヶ月に支払った介護サービスの自己負担の合計額が一定の上限を超える場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。

※住宅改修費、福祉用具購入費や施設の食費・居住費(滞在費)、日常生活費等は含まれません。

※上限額は、世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計となります。

| 区分 | 自己負担額の上限 | |
|--|----------|---------|
| | 個人 | 世帯 |
| 現役並み所得相当 (世帯に属する第一号被保険者のいずれかが課税所得145万円以上である場合) | 44,400円 | 44,400円 |
| 一般(住民税課税世帯)※3 | 44,400円 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の人 老齢福祉年金受給者 | 24,600円 | 24,600円 |
| | 15,000円 | |
| 生活保護受給者 | 15,000円 | 15,000円 |

※3 平成29年(2017年)8月から一般(住民税課税世帯)の上限が37,200円から44,400円に変わりました。1割負担者のみの世帯に対しては、年間上限額を44万6,400円(37,200円×12カ月)に設定します。[経過措置として平成29年(2017年)8月から(2020年)7月まで]